

(電子メール施行)
砂第1241号の2
令和元年12月27日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県県土整備部土木局砂防課長

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

- 1 指定地区
西宮市 西部、中部その②、東部（芦屋市にまたがる区域あり）
- 2 指定区域数及び公示日等
 - (1) 土砂災害警戒区域
 - ① 一部改正 1箇所（急傾斜地の崩壊1箇所）
令和元年12月27日兵庫県告示第737号
 - (2) 土砂災害特別警戒区域
 - ① 新規指定 45箇所（急傾斜地の崩壊44箇所、土石流1箇所）
令和元年12月27日兵庫県告示第740号及び第741号
- 3 公示図面の相談窓口（関係土木事務所）
阪神南県民センター西宮土木事務所管理第2課（電話：0798-39-6131）

砂防課管理班 吉井 電話 078-341-7711(代) 内線 4463
--